

工場立地法の届出の流れ

* 特定工場とは

敷地面積 9,000 m²以上
又は
建築面積 3,000 m²以上

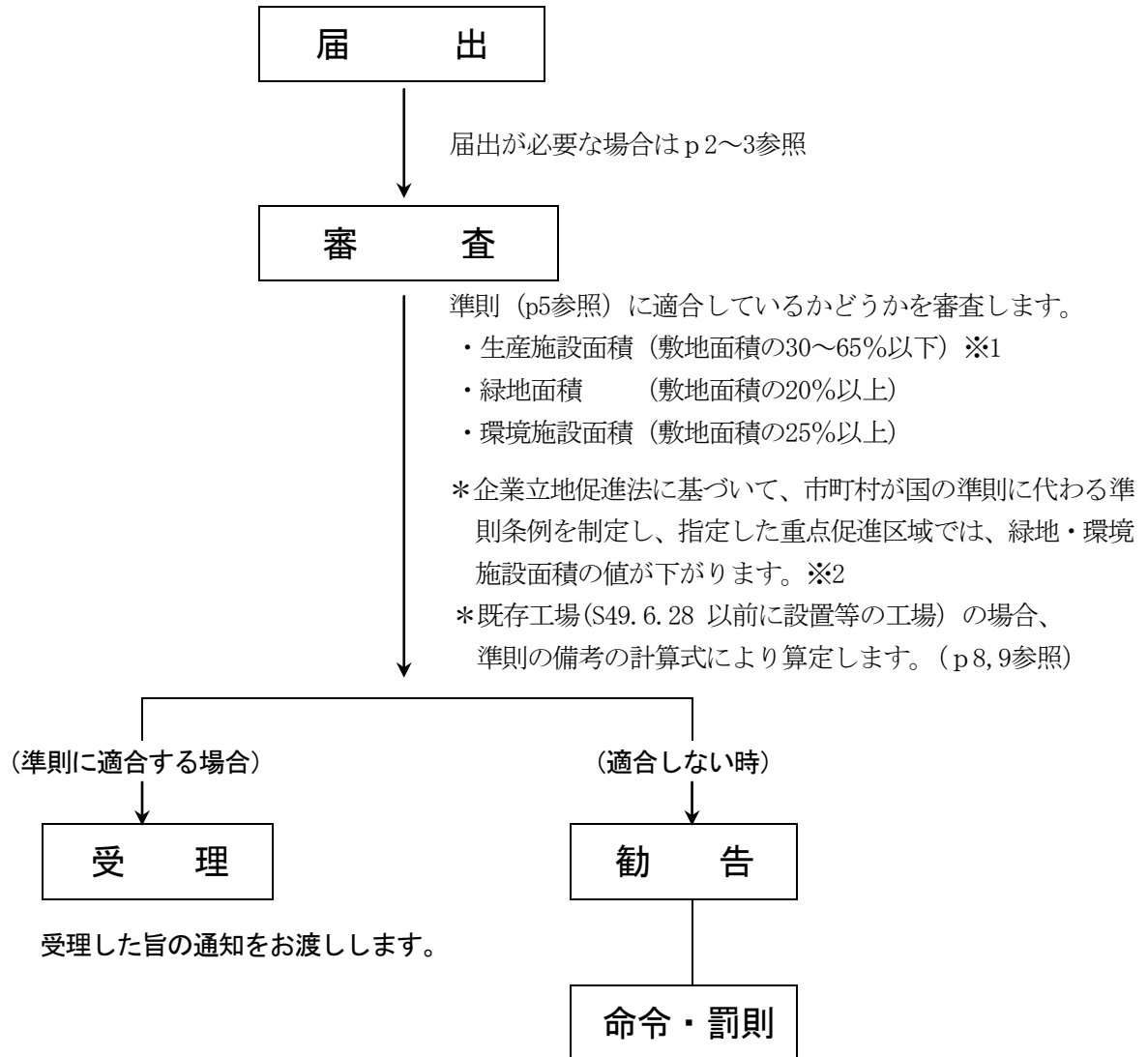
の

製造業（加工修理含む）
電気・ガス・熱供給業に
係る工場・事業場

をいいます。

* 特定工場が新設または変更する場合、事前に届出が必要です。
（着工日の90日前まで（短縮申請の場合は30日前まで））

* 届出の流れ



※1 生産施設面積率は、平成24年1月に改正されました。（p 6参照）

※2 氷見市内の重点促進区域は、以下のとおりです。

重点促進区域	用途指定	緑地	環境施設
窪地区	工業地域	15%	20%
大浦地区、上田地区、鞍川・大野地区、西朴木地区、園地区		10%	15%
上田子農工団地、堀田地区		5%	10%
上泉・下田子地区	一部工業専用地域	5%	10%

重点促進区域以外は、国の準則どおり緑地率 20%、環境施設面積率 25%

第1 届出について

1 工場立地法の届出とは

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的として定められた法律で、一定の規模以上の工場が、工場を新設又は変更をしようとするときは、届出をしなければなりません。

また、国の定める準則(p5)、市町村が定める準則に従って、当該工場の生産施設、環境施設、緑地を整備することが必要です。

氷見市内の重点促進区域は、以下のとおりです。

重点促進区域	用途指定	緑地	環境施設
窪地区	工業地域	15%	20%
大浦地区、上田地区、鞍川・大野地区、西朴木地区		10%	15%
上田子農工団地、堀田地区		5%	10%
上泉・下田子地区	一部工業専用地域	5%	10%

重点促進区域以外は、国の準則どおり緑地率20%、環境施設面積率25%

2 特定工場とは

届出の対象となる「特定工場」とは、製造業 ※1（物品の加工修理業を含む）、電気・ガス業・熱供給業（水力、地熱発電所を除く）に係る工場又は事業場で、次のいずれかに該当するものです。

右記のいずれか一つに該当する場合	一の団地内における敷地面積 ※2 が9,000㎡以上
	建築物の建築面積 ※3 の合計が3,000㎡以上

※1「製造業」とは

- ・製造業とは、原則として日本標準産業分類による製造業をいいます。
- ・加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料加工処理を加えて加工賃を受け取ること）とをそれぞれ合わせて行う事業をいいます。（自動車整備業のように単に修理のみを行う場合は、含まれません。）
- ・電気供給業の場合、水力発電所又は地熱発電所は除かれます。

※2「一の団地内における敷地面積」とは

- ・工場等（工場、駐車場、資材置き場等）の用に供する土地の全面積をいいます。敷地の所有形態は問いません。（借地でも工場敷地となります。）
- ・用途不明のまま予備として確保している敷地も含みます。
- ・一の団地とは、連続した一区画内の土地をいいます。道路等により二分されている場合、生産工程・管理運営上、一体をなしている場合は一の団地ととらえます。（詳細は「第3用語等の解釈」を参照下さい。）

※3「建築物の建築面積」とは

- ・工場敷地内の建物の水平投影面積をいいます。（延べ面積ではありません。）ただし、社宅、寮又は病院の建築物は除きます。
- ・測り方は、建築基準法施行令第2条第1項第2号と同じです。

3 届出が必要な場合

届出には、次のような種類があります。

届 出 の 種 類		根 拠 条 文
新設	① 工場の新設の届出	法第6条1項
変更	② 既存工場が、昭和49年6月29日以後初めて行う変更の届出 *	一部改正法 附則第3条1項
	③ ①②の届出をした者が、その後行う変更の届出	法第8条1項
その他	④ 氏名等の変更（会社の名称、住所等）の届出	法第12条1項
	⑤ 譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継の届出	法第13条3項

*既存工場とは、法の施行日時点（昭和49年6月29日）で既に設置されていた又は工事中であった工場をいいます。

（１）新設の届出（法第6条第1項）

特定工場を新たに設置する場合は、法第6条の規定による届出が必要です。

設置時には特定工場でなかった場合でも、敷地面積・建築物の建築面積を増加したり、業種を変更することで特定工場の要件に該当することになった場合は、本条による届出が必要です。

（２）変更の届出（法第8条第1項、一部改正法附則第3条第1項）

特定工場が、次のような変更を行う場合には、法第8条の規定による届出が必要です。

ア 特定工場における製品を変更する場合（次のいずれかの場合）

- a 日本標準産業分類における三ケタ分類に属する業種が、他の三ケタ分類に属する業種となるような変更が行われる場合（業種の廃止・追加を含む）
- b 生産施設面積率の準則値 γ （p6）が変わるような業種の変更が行われる場合
- c 既存生産施設用敷地計算係数 α （p7）が変わるような業種の変更が行われる場合

イ 敷地面積の変更

工場敷地を買い増す場合、一部を売却する場合、子会社・下請会社等に貸与する場合等、工場の敷地面積の増加又は減少する場合には変更の届出を要します。

ウ 建築面積の変更

ただし、生産施設の増加や緑地及び環境施設の減少を伴わない場合や、環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更は届出不要です。

エ 生産施設面積の変更

工場建物、屋外プラント類等の生産施設の増設、撤去等は生産施設の面積の変更に該当するので、変更の届出を要します。

オ 緑地、環境施設面積の変更及び配置の変更

緑地又は環境施設の面積を増加したり、減少したりする場合は、緑地面積の変更又は、環境施設面積の変更の届出を要します。減少する面積と増加する面積が同じ面積であっても、配置変更となるので、届出を要します。

※ただし、次のような場合は、「軽微な変更」として届出は必要ありません。

（次回の変更届を提出するときに、この変更内容を併せて届出してください。）

ア 「生産施設」「緑地」「環境施設」等の変更を伴わない建築面積の変更

イ 生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30平方メートル未満のとき

ウ 生産施設の撤去のみ

- エ 緑地又は緑地以外の環境施設の増加のみ
- オ 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺的生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- カ 緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10平方メートル以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

（４）氏名等の変更の届出（法第12条第1項）

新設・変更の届出をした者が、氏名、名称又は住所を変更した場合、遅滞なく届出が必要です。（氏名、名称の変更とは「商号変更」をいい、代表者の変更は対象ではありません。また、住所の変更とは社屋の移転をさし、住居表示の変更ではありません。）

（５）承継の届出（法第13条第3項）

新設・変更の届出をした者の地位を承継した者は、届出を要します。（譲り受け又は借り受けたとき、及び届出者の地位に相続又は合併があったときなど）ただし、特定工場の一部を承継した場合や自工場に隣接する特定工場を承継した場合は、本条項による届出ではなく、前者は新設の届出、後者は新設又は変更の届出となります。

4 実施の制限（法第11条）

新設又は変更の届出をした者は、その届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、当該特定工場の新設又は変更することはできません。

ただし、届出内容が法第9条の勧告要件に該当しない場合については、必要に応じてこの期間を短縮し、工事等の実施制限を解除することができます。（実施制限期間の短縮）

※実施制限期間の短縮をする場合でも、最低30日間は必要です。

5 届出書類

- | | |
|----------------|-----------------------|
| （１）新設又は変更の届出書類 | 新設又は変更の届出書類一覧（p4）のとおり |
| （２）氏名等の変更の届出書類 | 氏名（名称、住所）変更届出書（様式第3） |
| （３）承継の届出書類 | 特定工場承継届出書（様式第4） |
| （４）廃止による届出書類 | 特定工場廃止届出書（様式第5） |

●書類の作成方法

- （１）用紙の大きさは、図面、表などやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。
- （２）用紙のとじ方
 - ア 届出書類の順序（No.1～No.14）のとおりにとじること。
 - イ 代理人による届出の場合は、委任状を様式第1（様式B）のあとにとじ込むこと。

新設又は変更の届出書類一覧

No	届 出 書 類	新設 法6条	変 更	
			法第8条	※
1	特定工場新設（変更）届出書（一般用）（様式第1）	◎	◎	◎
	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式B）			
2	特定工場における生産施設の面積（別紙1）	◎	○	◎
3	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置（別紙2）	◎	○	◎
4	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置（別紙3）	△	△	△
5	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（別紙4）	◇	◇	◇
6	特定工場の事業概要説明書（様式例第1）	◎	◎	◎
7	生産施設、緑地、環境施設、その他の主要施設の配置図（様式例第2）	◎	◎	◎
8	特定工場用土地利用状況説明書（様式例第3）	◎	◎	◎
9	生産工程を示す図面	◎	○	◎
10	当該特定工場新設等のための工事日程（様式例第4）	◎	◎	◎
11	特定工場における建築面積一覧表	◎	○	◎
12	工業団地共通施設等配置図	△	△	△
13	準則計算表	*	*	*
14	届出調書	◎	◎	◎

注1

◎…提出が必要な書類

○…変更の場合に提出が必要な書類

△…特定工場の設置場所が工業団地特例に該当する工業団地の場合に提出する書類

◇…特定工場の設置場所が工業集落地特例に該当する工業集落地の場合に提出する書類

*…既存工場（昭和49年以前に設置された工場）で準則計算を利用する場合に提出する書類

注2 特定工場の新設・変更届出と併せて実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、No1の様式1の届出書に代えて、様式Bの「特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式B）」を提出すること。

注3 ※は、一部改正法附則第3条第1項による変更届出（既存工場が昭和49年6月29日以降最初に行う変更届出）の場合

6 届出部数及び提出先

（1）届出部数 1部

（2）提出先

氷見市 市長政策・都市経営戦略部 商工・定住課

〒935-8686 氷見市鞍川1060番地

TEL：0766-74-8105 FAX：0766-74-8104

第2 生産施設、緑地、環境施設の面積について

1 生産施設、緑地、環境施設の面積について（準則）

工場が周辺地域の生活環境との調和を保つ観点から、次のとおり生産施設面積、緑地面積、環境施設面積の敷地面積に対する割合に関する基準が定められています（この基準を「準則」といいます。）。（各施設の詳細は p 12～15 参照）

		内 容	敷地面積に対する割合（準則）		面積の測り方
生産施設		1 次の工程を形成する機械・装置が設置される建築物 ① 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。） ② 電気供給業における発電工程 ③ ガス供給業におけるガス製造工程 ④ 熱供給業における熱発生工程 2 製造工程等を形成する機械又は装置で、建築物の外に設置されているもの。（プラント等）	業種別に 30%～65%以内 （次頁参照）		1 建築物は、建築基準法施行令に定める水平投影面積 2 屋外生産施設は、水平投影図の外周によって囲まれる面積
	環境施設	次のいずれかに該当するもの ① 樹木が生育する区画された土地または建築物屋上等緑化施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ② 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設 ※建物の屋上や壁面等でも可（必要緑地面積（敷地の20%）の1/4以内）	緑地面積の割合 20%以上	環境施設面積（緑地＋その他）の合計割合 25%以上 うち敷地周辺に敷地面積の 15%以上を配置する。	1 さく、へい等で区画されている場合はその区画 2 区画されていない場合 ① 外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積 ② 並木の場合、並木の両端の樹木間を並木に沿って測った距離×1 m
	その他	1 噴水、水流、池その他の修景施設 2 屋外運動場 3 広場 4 屋内施設（一般の利用に供する施設に限る） 5 教養文化施設（一般の利用に供する施設に限る） 6 雨水浸透施設 7 太陽光発電施設 8 その他周辺地域の生活環境の保持に寄与すると認められるもの			さく、置石、へい等で区画された土地の面積を測定

※既存工場（昭和49年6月29日で既に設置等されていた工場）は、特例の準則計算により算定します（p 8, 9）

生産施設面積率（工場立地に関する準則 別表第1）

（平成24年1月31日最終改正）

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積割合（ γ ）
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30／100
第2種	製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属铸件製造業	35／100
第3種	一般製材業及び伸鉄業	40／100
第4種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業	45／100
第5種	鋼管製造業及び電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものを除く。）	50／100
第6種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	55／100
第7種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60／100
第8種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65／100
第9種	電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものに限る。）	75／100

既存生産施設用敷地計算係数（工場立地に関する準則 別表第2）

業 種 の 区 分	既存生産施設用敷地計算係数(α)
他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素型材製造業（可鍛鑄鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船舶用機関製造業	1.4
ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1.5

2 既存工場の生産施設・緑地・環境施設の特例

工場立地法が制定された昭和49年以前に設置されていた又は工事中だった工場、いわゆる「既存工場」については、直ちに準則どおり緑地などを整備することが困難なことから、緑地等の規制を緩和する特例措置がとられています。

特例措置の基本的な考え方としては、生産施設の建替えなど工場内レイアウトを見直す際に、生産施設の増設面積に応じた緑地整備が義務づけられています。（これを「準則計算」といいます。）

（1）具体的な準則計算

※業種が1つの場合については、次の（ア）～（ウ）のとおりです。（2以上の業種に属する場合は、業種毎に計算をした結果の総和です。）詳しくは別途お問い合わせ下さい。

（ア）増設可能な生産施設面積

$$P \leq r(S - P_0 / r \alpha) - P_1$$

ただし、 $r(S - P_0 / r \alpha) - P_1 \leq 0$ のとき $P = 0$ とする。

P	当該変更に係る生産施設の面積
r	当該既存工場の業種が属する生産施設面積率（準則別表第1） p6
S	当該既存工場等の敷地面積
P ₀	昭和49年6月28日に設置されている生産施設面積及び設置のための工事が行われている生産施設面積の合計
α	当該工場の業種が属する既存生産施設用敷地計算係数（準則別表第2） p7
P ₁	昭和49年6月29日以後に生産施設面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計（昭和49年6月29日以後に生産施設面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

（イ）当該生産施設面積の増加に伴い設置する緑地面積

$$G \geq P(0.2 - G_0 / S) / r$$

ただし、 $P(0.2 - G_0 / S) / r > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

G	当該変更に伴い設置する緑地面積
P	当該変更に係る生産施設面積
r	当該既存工場等が属する生産施設面積率（準則別表第1） p6
G ₀	当該変更に係る届出前に設置されている緑地面積（当該届出前に届け出られた緑地面積の変更に係るものを含む。）の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設面積変更に伴い最低限設置することが必要な緑地面積の合計を越える面積
S	当該既存工場等の敷地面積
G ₁	当該変更に係る届出前に設置されている緑地面積（当該届出前に届け出られた緑地面積の変更に係るものを含む。）の合計

(ウ) 当該生産施設面積の変更に伴い設置する環境施設面積

$$E \geq P(0.25 - E_0/S)/r$$

ただし、 $P(0.25 - E_0/S)/r > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、

$0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

E	当該変更に伴い設置する環境施設面積
P	当該変更に係る生産施設面積
r	当該既存工場等が属する生産施設面積率（準則別表第1） p6
E ₀	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設面積（当該届出前に届け出られた環境施設面積の変更に係るものを含む。）の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設面積変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設面積の合計を越える面積
S	当該既存工場等の敷地面積
E ₁	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設面積（当該届出前に届け出られた環境施設面積の変更に係るものを含む。）の合計

(2) 既存工場の老朽化の建替えの配慮に関する特例

既存工場の老朽化等による立替えに際して、次のア～ウのいずれの要件とも満たし、周辺への環境負荷が軽減される場合には、上記(1)の算定式により求まる緑地又は環境施設の面積に満たなくとも建替えを行うことが可能です。

ア ビルド面積がスクラップ面積を超えないこと。

イ 対象工場要件：以下の①かつ②に該当すること

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、工場外観と周りの景観、環境との調和、省エネルギー・新エネルギー設備の導入、リサイクル施設の導入等の産業廃棄物処理を適正化など周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること
- ② 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積又は環境施設面積が一定量改善されること

ウ 生活環境保全等要件：以下の①～③の内いずれか一つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺生活環境に配慮したレイアウトに変更
- ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

3 工業団地の特例

工業団地の共通施設として適正に配置された緑地等がある場合（工業団地の造成と一体的に計画されて設置される非分譲地に限る）、各工場等の敷地面積に応じて比例配分し、生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の根拠となる敷地面積、緑地面積、環境面積に加算できます。

この特例は、造成前に県に申し出があつて認められた場合に適用されます。

4 工業集合地の特例

下記の①に該当する工業集合地で、②に該当するような、事業者の負担により計画的に配置された隣接緑地等がある場合は、各工場等の経費負担額に応じて比例配分し、生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の根拠となる敷地面積、緑地面積、環境面積に加算できます。

① 工業集合地の要件

2以上の工場又は事業場が集中して立地し、物理的に一連の土地であるほか、道路、川等により分断されていても、一体性をもった土地に工場等が立地している敷地をいいます。

② 隣接緑地の要件

- ・ 工業集合地に隣接し、物理的に一連の土地であるほか、一体性をもった土地に緑地が整備されていること。
- ・ 工業集合地の形成に伴って、計画的に整備、維持管理された緑地であること。（自然林、原始林は対象にならない。）
- ・ 事業者が、緑地等の管理費用の一部を負担していること。
- ・ 周辺地域の生活環境の改善に寄与すると認められること。

第3 用語等の解釈運用について

1 工場等の敷地面積について

(1) 工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する一の団地内における土地の全面積をいう。社宅、寮又は病院の用に供する土地（計画地含む）は含まない。ただし、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれる。

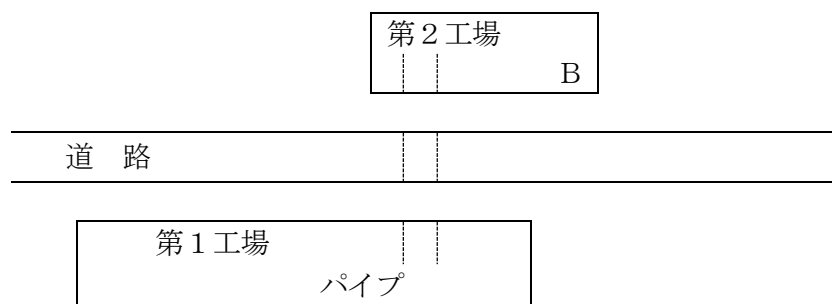
（宅、寮、病院の土地に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮、病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外する。）

(2) 敷地面積は、所有地・借地を問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいう。子会社、下請工場等に土地を貸している場合、その部分は除き子会社、下請工場等の工場敷地とする。

(3) 「一の団地」とは、連続した一区画内の土地をいう。

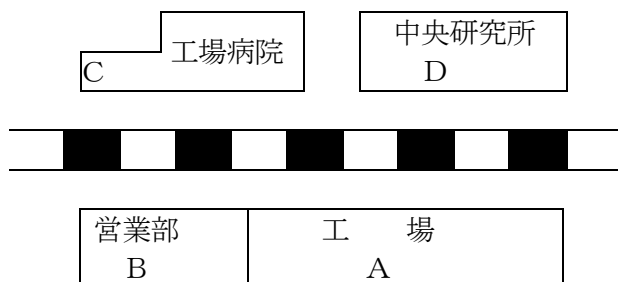
道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一の団地ではないが、その工場自体のために設けられた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されているが生産工程上、環境保全上、若しくは管理運営上極めて密接な関連があり一体をなしている場合は、一の団地と解する。

(例1) 第1工場と第2工場の間に道路を挟んでいるが、生産機能上密接につながりがある場合は、一の団地とし、工場敷地面積はA+Bとする。

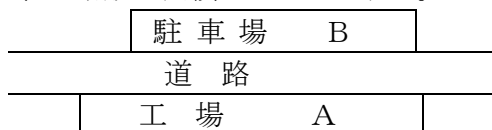


(例2) 第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は、一の団地としない。

(例3) 鉄道を隔てて工場と病院、研究所とがあり、同一法人の所有敷地である（それぞれ区画ははっきり区別できるもの）場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は、一の団地としない。したがって、工場敷地面積はA+Bとする。



(例4) 道路、鉄道等を隔てて工場と緑地、運動場、体育館、駐車場とがある場合は、一の団地とし、工場敷地面積はA+Bとする。



(例5) 飛地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地としない。

(例6) 高速道路等の幅の広い道路、又は河口部等の非常に幅の広い河川が間に入る場合で、工場の規模と比較して社会通念上一の団地と解し難いものは、一の団地としない。

2 生産施設について

(1) 生産施設の定義

生産施設とは、規則第2条で定められた次のものとする。

(規則第2条) …生産施設は、次の各号に掲げる施設…とする。

- 1 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程…を形成する機械又は装置が設置される建築物
- 2 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの

・「製造工程を形成する機械又は装置」とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置、付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く）をいう。

一時的な遊休施設及び廃止された施設でも、撤去されない限り原則として生産施設とする。

（事務所等に用途変更した場合、生産施設にあたらぬ。）

発電工程、ガス製造工程、熱発生工程又は加工修理工程を形成する機械又は装置は、物品の製造工程を形成する機械又は装置に準ずるものとする。

（生産施設に該当しない主な例）

①事務所、研究所、食堂等で独立の建築物は、生産施設としない。

②倉庫関連施設

- ・原材料、資材、製品・機器類の倉庫、置場、タンク等で専ら貯蔵の用に供する独立した生産施設としない。ただし、半製品又は中間製品のタンクで製造工程（プラント類）の区画内にあるものは生産施設とする。
- ・倉庫又は置場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料又は最終の製品の抜取検査施設、計量施設は生産施設としない。

③出荷・輸送関連施設

- ・倉庫又は置場に付随した最終の製品を出荷するための施設、屋外ベルトコンベアー、輸送用配管等の専ら輸送の用に供する施設は生産施設としない。
- ・生産工程の一環として製品の包装・梱包を継続して行う施設は生産施設とする。

④用役施設

- ・受変電施設（変電所、開閉所、受電施設等）、用水施設（工業用水の取水・貯水施設、冷水塔、排水施設等）は、生産施設としない。
- ・自家発電施設、酸素製造施設、熱交換器、整流器等は生産施設とする。
ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は、製造工程等の用以外の用に専ら供されている場合は生産施設としない。（例：事務所用の空気調節施設や出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等は生産施設としない。）
- ・ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設で、製造工程等の用に一部供される場合は、生産施設とする。（例：工場建屋のための空気調節施設は生産施設とする）

⑤煙突、煙道等排煙施設は、生産施設としない。

⑥検査所（試験室）

製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設とするが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としない。

⑦修理工場

製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設とする。ただし、単に部品の取り替え

等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場は生産施設とはしない。

⑧公害防止施設

自らの工場における排出物を処理するための公害防止施設は、生産施設とはしない（重油脱硫施設など）。ただし、有用成分の回収又は副産品の生産を行う場合は、生産施設になる場合がある。

⑨試作プラント

試作品、開拓品等の製造、研究施設は生産施設としない。（施設の規模、性能等からみて実稼動プラントに移行する可能性のあるもの、試作品等を販売する場合は生産施設とする。）

（２）生産施設の面積の測定方法

- ・生産施設の面積は、原則として投影法による水平投影面積を測定する。
ただし、同一建築物内の原材料・完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって、壁で明確に仕切られ、実質的に別の建築物とみなされる場合は、当該床面積を除いた面積とできる。（天井クレーンなどで吹き抜けの場合、壁が床から中空までしかない場合、移動式のカーテンウォール、のれん、つい立て等による場合は、生産施設とする。）
- ・屋外にある生産施設の機械又は装置の面積は、原則として、当該機械又は装置の水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。（原則として地盤面上１ｍ未満の基礎部を除く。）架台がある場合は、架台の投影面積とする。

３ 緑地について

（１）緑地の定義

緑地は、規則第３条に定められた次のようなものとする。

（規則第３条） （中略）

- １ 樹木が生育する区画された土地または建築物屋上等緑化施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ２ 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

- ・ 樹木の生育する土地は、土地の全体に平均的に植栽されている必要がある。
- ・ 緑地の植栽工事の完了期限は原則、生産施設の運転開始時までとする。
- ・ 野菜畑、温室等は緑地とはしない。
- ・ 屋上庭園、パイプ下の芝生、藤棚の下駐車場は、緑地とする。

（２）緑地の測定方法

- ①樹木が生育する土地・建築物屋上緑化施設がさく、置石、へい等により区画されている場合、当該土地等の区画の面積を緑地面積として測定する。
- ②樹木が生育する土地・建築物屋上緑化施設がさく、置石、へい等により区画されていない場合、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定する。
（一列の並木状の樹木が生育する土地・建築物屋上緑化施設で区画されていないものは、並木の両端の樹木に沿って測った距離に１ｍを乗じた面積を緑地面積として測定する。）
- ③単独の樹木で届出時の樹冠の水平投影面積が１０㎡を超えるものは、その樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定する。

- ④低木又は芝その他の地被植物で表面を被われている土地の面積は、その表面が被われている土地の面積を緑地面積として測定する。
- ⑤法面（斜面）を緑化した場合の緑地面積は、法面（斜面）の水平投影面積を測定する。
- ⑥直立壁面において、緑化施設を設置した場合は、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積とする。

4 緑地以外の環境施設について

（１）緑地以外の環境施設の定義

環境施設とは、規則第4条に定められた次のようなものとする。

（規則第4条）・・・環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であつて・・・周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

- 1 噴水、水流、池その他の修景施設
- 2 屋外運動場
- 3 広場
- 4 屋内運動施設
- 5 教養文化施設
- 6 雨水浸透施設
- 7 太陽光発電施設
- 8 前各号に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

- ①修景施設（1号）とは、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等をいう。
- ②屋外運動場（2号）とは、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、バスケットボールコート、バレーボールコート、水泳プール、相撲場等で屋外にあるものをいう。
- ③広場（3号）とは、単なる空地ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。
- ④屋内運動施設（4号）とは、体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等をいう。
- ⑤教養文化施設（5号）とは、企業博物館、美術館、音楽・演劇ホール等で、教養文化の向上に資するものをいう。販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設とはしない。
- ⑥雨水浸透施設（6号）とは、浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます（雨樋といった雨水を通すためだけのものは除く）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等である。これらのうち、環境施設となるのは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水源の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ設置される地域の特性（設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む）から見てその効果が十分に見込まれるものをいう。
- ⑦太陽光発電施設（7号）とは、太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。
- 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいう。
- 実際に発電の用に供される太陽光発電施設に限る。

⑧その他

美観等の面で公園的な形態を整えている調整池は、環境施設とする。また、防火用の貯水池でも周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものは、環境施設とする。

野菜畑は、環境施設とする。

(2) 緑地以外の環境施設の測定方法

さく、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定する。

屋内運動施設及び教養文化施設は、投影法による建築物の水平投影面積とする。

5 工事の開始時期

工事の開始とは、次に掲げる各種工事ごとにそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることをいう。

工 事 の 内 容	工 事 開 始 時 点
埋立工事を行うもの	シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂の投入の各種作業うちいずれか早いものを始める時期
造成工事を行うもの	土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいずれか早いものを始める時期
埋立、造成工事を伴わないで生産施設等の設置工事から開始するもの	当該施設建設のための基礎打ち作業を始める時期
工場敷地の買増し、一部売却等による敷地面積の変更のように工事の開始がないもの	移転登記日（移転登記を伴わない場合は、契約の日）
生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合	用途変更に伴い新たに必要とされる機械、設備、建築物等の新設、改造または移動等の作業を始める時期

第4 届出書の記載要領と記載例

●書類作成にあたっての注意事項

- (1) 届出書、添付書類は、図面を除いて、原則日本工業規格A4版としてください。
- (2) 書類上の面積を算出する際は、投影法による水平投影面積を測定して下さい。
- (3) 敷地面積、建築面積、各施設的面積（生産施設、緑地、環境施設）は、一の位で記載し、小数点以下は切り捨ててください。
- (4) 実施制限期間の短縮（30日前）での届出を希望する場合は、様式第1に代えて様式Bを利用して下さい。
- (5) 代理人が届出の場合は、委任状を添付して下さい。

*その他、各書類の記入で注意する点は、届出書記載例（次頁以降）の備考欄に記載されていますので、ご参照下さい。

●届出書記載例一覧

新設・変更の 届出の書類	特定工場新設（変更）届出書（様式第1） または 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書 (様式B)
	特定工場における生産施設的面積 (別紙1)
	特定工場における緑地及び環境施設的面積及び配置 (別紙2)
	工業団地の面積並びに工業団地共通施設的面積及び配置 (別紙3)
	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（別紙4）
	特定工場の事業概要説明書 (様式例第1)
	生産施設、緑地、環境施設、その他の主要施設の配置図 (様式例第2)
	特定工場用土地利用状況説明書 (様式例第3)
	生産工程を示す図面
	当該特定工場新設等のための工事日程 (様式例第4)
	準則計算表
	届出調書 (様式乙)
氏名（名称、住所）変更届出書 (様式第3)	
特定工場承継届出書 (様式第4)	
特定工場廃止届出書 (様式第5)	

短縮（90日の期間を短縮）申請を希望する場合は、次頁の様式Bを利用して下さい。

様式第1

新設・変更の該当する方を○で囲むか該当しない方を消してください。

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

平成○年○月○日

氷見市長 あて

代理人が届出を行う場合の記載方法は、p19参照

住所 富山県○○市○○町○○番地
氏名 ○ ○ 株 式 会 社
(代表者) 取締役社長 ○○○○ 印
(担当者) ○○課 ○○○○
電話 () () 番

部署の責任者ではなく事務の担当者を記載

新設は6条を、変更は原則8条を○で囲む

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

郵便番号から記載。工場名も記載

1	特定工場の設置の場所	〒○○ 富山県○○市○○町○○番地（○○工場）	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	変 更 前	変 更 後
		旋盤 (2661 金属工作機械製造業)	・製品名を記載 ・() 内は日本標準産業分類の番号を記載 変 更 な し
3	特定工場の敷地面積	29,000㎡	変 更 な し
4	特定工場の建築面積	6,000㎡	8,000㎡
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地面積並びに工業団地共通施設面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造 成 工 事 等	該 当 な し
		施設の設置工事	平成○年○月○日
※整 理 番 号		※備 考	
※受 理 番 号			
※審査結果			

新設・変更の該当する方を○で囲むか該当しない方を消してください。

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

平成〇年〇月〇日

氷見市長 あて

代理人が届出を行う場合の記載方法は、p19参照

住所 富山県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇株式会社
(代表者) 取締役社長 〇〇〇〇 印
(担当者) 〇〇課 〇〇〇〇
電話 () () 番

部署の責任者ではなく事務の担当者を記載

新設は6条を、変更は原則8条を○で囲む

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

郵便番号から記載。工場名も記載

1	特定工場の設置の場所	〒〇〇 富山県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇工場)	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	変 更 前	変 更 後
		ウエーハ加工装置 (2671 半導製造装置製造業)	・製品名を記載 ・()内は日本標準産業分類の番号を記載 変 更 な し
3	特定工場の敷地面積	小数点以下切捨て 29,000㎡	変 更 な し
4	特定工場の建築面積	6,000㎡	8,000㎡
5	特定工場における生産施設の面積		別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		別紙2のとおり
7	工業団地面積並びに工業団地共通施設面積及び工業団地の環境施設の配置		別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		別紙4のとおり
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	該 当 な し
		施設の設置工事	平成〇年〇月〇日
※整 理 番 号		※備 考	
※受 理 番 号			
※審査結果			

※代理人が届け出る場合 （例えば、工場長や建設会社が代理人になる場合など）

- 代理人が届け出る場合は、次の様式による委任状が必要です。

委任状の様式例

委 任 状 私は富山県〇〇市〇〇町〇〇番地における〇〇株式会社〇〇工場工場長〇〇〇〇を代理人と定め、下記の事項を委任します。 記 工場立地法に基づく届出についての一切の権限 平成〇年〇月〇日 東京都〇〇区△△番地 〇〇株式会社 取締役社長 〇〇〇〇 印

- ・委任者・受任者ともに、住所・役職・氏名を明記
- ・前回の委任状から、委任に関する事項（委任・受任者の住所、氏名、役職）に変更がなければ、写しで可。

- 代理人が届け出る場合、届出書（様式第1又は様式B）の「届出者の欄」は次のとおり、届出者と代理人の両方を記載下さい。

届出者	住 所	東京都〇〇区△△番地
	氏 名	〇〇株式会社
	(代表者)	取締役社長 〇〇〇〇
代理人	住 所	富山県〇〇市〇〇町△△番地
	氏 名	〇〇株式会社富山工場
		工場長 〇〇〇〇 印
	(担当者)	〇〇課 〇〇〇〇
	電話	() () 番

- ・押印は代理人のみ
- ・住所・役職・氏名は委任状と同じものを記載写しで可。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第1製造工場	セー1	1,000	1,500	+500
(機械プレス工場)	(セー1-1)	(600)	(900)	(+300)
〃	(セー1-2)	(400)	(600)	(+200)
第2製造工場	セー2	なし	1,500	+1,500
第3製造工場	セー3	1,000	500	△500
第4製造工場	セー4	1,000	1,500	△500 +1,000
第5製造工場	セー5	1,000	変更なし	
ボイラー室	セー6	100	〃	
生産施設の面積の合計		4,100	6,100	△1,000 +3,000

増減欄は差引き計算はしない。増減を別々に記載

備考

- 1 施設番号には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には法第7条第1項、法第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区別し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

区画毎に緑地の種類と設置場所を記載

緑地の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増 減
樹 林 地	東側周辺地	リー 1	1,400	2,800	+1,400
高 低 木	東側周辺部	リー 2	300	400	+100
低 木 地	正面の周り	リー 3	200	変更なし	
樹木、芝混植地	南側周辺部	リー 4	450	350	△100
芝 生 地	研 究 所 前	リー 5	50	100	+50
芝 生 地	南側周辺部	リー 6	なし	550	+550
緑地面積の合計			2,400	4,400	△100 +2,100
テニスコート、噴水など具体的な名称を記載					
緑地以外の環境施設の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
テ ニ ス コ ー ト		カー 1	500	1,000	+500
緑地以外の環境施設の名称			500	1,000	+500
環境施設の面積の合計			2,900	5,400	△100 +2,600

テニスコート、噴水など具体的な名称を記載

2. 環境施設の配置

	変更前	変更後	増減
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設の番号	リー1～リー3、 カー1	リー1～リー3、 リー6、カー1	リー6
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	2,300	4,850	+2,550
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などとの関係	当工場の東側に住宅地帯があるため、その方向に樹木を中心に配置し、その他緑地についても工場周辺部に配置するようにした。		

工場周辺の住宅、学校、病院などと緑地との位置関係も記載

備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とすること。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあつては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称		富山県〇〇工業団地		
工業団地の所在地		〇〇市〇〇番地		
工業団地の面積		m ²		
工業団地内の全工場 又は全事業場の敷地面積の合計		m ²		
工業団地共通施設の面積の合計		m ²		
うち 緑地	面積	m ²		
緑地以外の環境施設	面積	m ²	種類	
その他の共通施設	面積	m ²	種類	
その他の施設	面積	m ²	種類	
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明		別添図面のとおり		

備考 その他の施設の面積欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積を減じた面積を記載すること。

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣 接 緑 地 等 の 名 称				
隣 接 緑 地 等 の 所 在 地				
隣 接 緑 地 等 の 面 積 の 合 計		m ²		
うち 緑 地	面 積	m ²		
緑地以外の環境施設	面 積	m ²	種 類	
事 業 者 の 負 担 す る 総 額		設 置 費 用	円	
		維 持 管 理 費 用	円	
うち届出者の負担費用		設 置 費 用	円	
		維 持 管 理 費 用	円	
隣接緑地等の配置に関する概略図 その他の説明				

- 備考 1 事業者の負担する総額の欄は、隣接緑地等の整備につき当該工業集落地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 うち届出者の負担費用の欄は、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式例第1

事業概要説明書

変更届出の場合は、当該変更に係る生産施設の稼働予定日

() 内に当初の操業開始年を記載

1	生産開始日 平成〇〇年10月1日													
2	主要製品別生産能力及び生産数量													
	製 品 名		生 産 能 力				生 産 数 量							
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後						
	燃料コック	変更なし	9,000 t / 月	10,000 t / 月	8,000 t / 月	9,000 t / 月								
3	水源別工業用水使用量 計 400 (単位：t / 日)													
	上水道		工業用水道		河川表流水		井戸水		その他		回収水		海水	
	変 更 前		200			100								
	変 更 後		400			0								
4	電力の使用量 計 7,000 (単位：KWH / 日)													
	買電による電力使用量						自家発電による電力使用量							
	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後							
	5,000		7,000											
5	輸送手段別輸送量 計 200 (単位：t / 月)													
			自動車		鉄 道		船 舶		その他		計			
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後		
	燃料、原材料及び外注品		70	100										
6	従業員数 計 350 (単位：人)													
	職 員		変更前	変更後	工 員		変更前	変更後	計		変更前	変更後		
		男	10	変更なし		男	100	変更なし		男	110	変更なし		
		女	40	変更なし		女	200	変更なし		女	240	変更なし		

備考 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載してください。
輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当り平均輸送量を記載してください。

備考 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載してください。
輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当り平均輸送量を記載してください。

様式例第 2

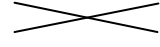
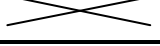
生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

別添図面のとおりに



縮尺 1 /

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示すると共に、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙 1～3 に記載した施設番号を付記して下さい。また、変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩	増 設	廃 止	既 存
生 産 施 設	青	//////		
緑 地	緑	//////		
緑 地 以 外 の 環 境 施 設	黄	//////		

- 4 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二百分の一、500ha以上の工場等にあつては二百分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 5 各建築物の建築面積一覧表を添付するか、又は図面の余白に記載してください。
(記 載 例)

番号	建築物の名称	施設番号	建築面積 (㎡)		建築延面積 (㎡)		備 考
			変更前	変更後	変更前	変更後	
①	事 務 所		225	変更なし	400	変更なし	
②	製 造 工 場	セー 1	1,000	1,500	1,500	2,100	

- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

新設・変更の目的を記載

緑 化 計 画 書

1. 施設番号別

施設 番号	面積 (㎡)		樹木等の種類・その成更の程度・本数				植栽密度 (本/10㎡)		備 考
	変更前	変更後	変 更 前		変 更 後		変更前	変更後	
リー 1	1,400	2,800	高木 カイズカイブキ クスノキ スギ	本 50 100 130	高木 カイズカイブキ クスノキ スギ サコジュ	本 100 150 200 30	2.0	1.7	
			小 計	280	小 計	480			
リー 2	300	400	高木 サクラ シュロ サザンカ	本 5 2 14	高木 サクラ シュロ サザンカ	本 5 2 25	0.7	0.8	
			小 計	21	小 計	32			
			低木 サツキ	本 360	低木 サツキ ツツジ	本 400 60	12.0	11.5	
			小 計	360	小 計	460			
リー 3	100	変更 なし	低木 ツツジ	本 400	変更なし	変更 なし	40.0	変更 なし	全面地域
リー 4	450	〃	高木 サザンカ マテバヤシ	本 10 10	〃	〃	0.4	〃	全面樹冠 投影又は 地被
			小 計	20					
			低木 クチナシ サツキ	本 10 10	〃	〃	12.0	11.5	
			小 計	20					
			コウライシバ		〃				
リー 5	50	100	コウライシバ		〃				全面地被
リー 6	なし	550	なし		コウライシバ				全面地被
合計	2,300	4,400	高木 低木	本 321 780	高木 低木	本 532 880			

2. 種類別

種 類			施 設 番 号		面 積		樹木の性質	樹木の本数	
			変更前	変更後	変更前	変更後		変更前	変更後
樹木	樹林地（高木地）		リー 1	変更なし	1,400	2,800	高木	280	480
	高木・低木混植地		リー 2	〃	300	400	高木 低木	21 360	32 460
	その他	なし							
低木 又は 芝生 その他の 地被植物	低 木 地		リー 3	変更なし	100	変更なし	低木	400	変更なし
	芝 生 地		リー 5	リー 5 リー 6	50	650			
	その他	樹 木 ・ 芝混植地	リー 4	変更なし	450	変更なし	高木 低木	20 20	変更なし
	合 計					2,300	4,400	高木 低木	321 780

3. 緑地の維持管理方法

緑地の維持管理の担当課、委託先等及び緑化維持管理年間スケジュールなどを記載すること。

備考

- 植栽密度欄については、10㎡当りの、高木及び低木の本数を記載すること。
なお、原則として次の数値を記載すること。
 - 高木地
高木 1.0 以上
 - 高木、低木混植地で、高木の植栽密度が 1.0 未満の場合
高木 0.5 以上 低木 10.0 以上
- 備考欄については、次のとおり記載すること。
 - 樹冠の投影面積で緑地面積を測定した場合
「全面樹冠投影」又は「○○㎡樹冠投影」
 - 低木又は芝生その他の地被植物で表面が被われている土地の面積を緑地とした場合
「全面地被」又は「○○㎡地被」
- 樹木欄及び低木又は芝生その他の地被植物欄について、リー 4 のように規則第 3 条の各号に区分することが困難な緑地がある場合には、当該緑地の内容から判断して、ウェートの高い方の欄のその他の項目に記入すること。

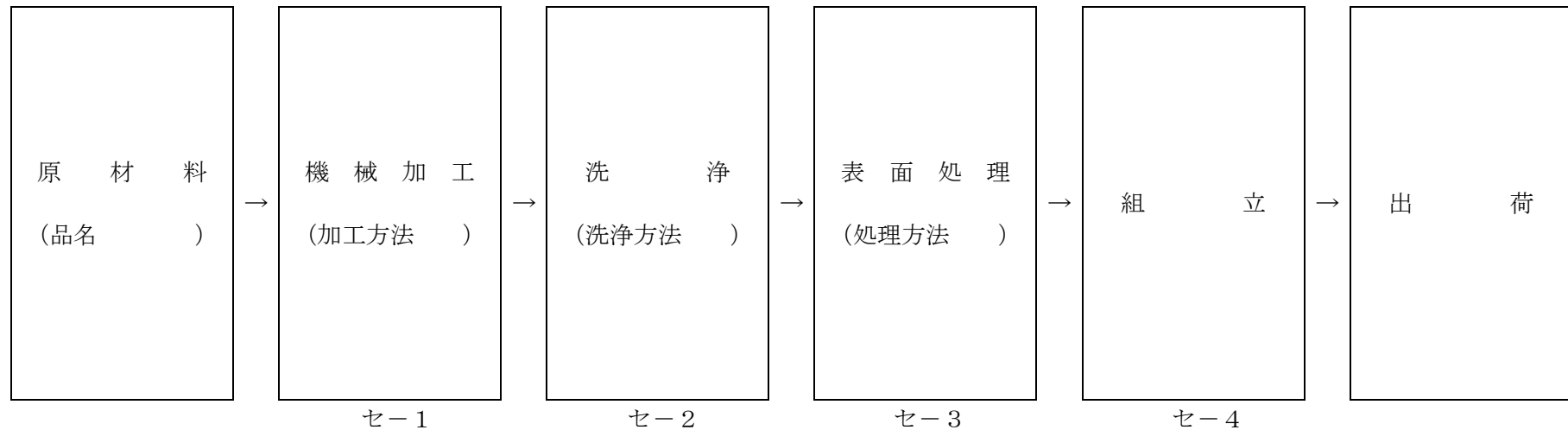
特定工場の新築等のための工事の日程

年 月 工事の種類		工 事 の 日 程									
		年 3月	年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	年 8月	年 9月	年 10月	年 11月	年 12月
造成(埋立)工事 該当なし											
生産施設の設置工事											
施 設 の 名 称	施設番号										
第1製造工場	セー1	3/1						9/30	10/1 生産 開始		
第2製造工場	セー2			5/1				9/30			
第3製造工場	セー3		4/1	5/31							
第4製造工場	セー4				6/1			9/30			
環境施設・緑地の設置工事											
施 設 の 名 称	施設番号										
樹 林 地	リー1	3/5	4/30								
高低木混植地	リー2	3/5	4/30								
芝 生 地	リー5	3/5	4/30								
芝 生 地	リー6	3/5		5/31							
テニスコート	カー1		4/1	5/31							
事 務 所				5/1		7/31					
倉 庫					6/1			9/30			

※緑地・環境施設の設置工事は、原則、生産施設の生産開始日までに完了すること。

生 産 工 程 を 示 す 図 面

(記 載 例)



備考

1. 原材料の最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が、できあがるまでの一連の工程をわかり易く記載すること。
2. 該当する生産施設番号を記載すること。

(記載例)

準 則 計 算 表

昭和49年6月28日以前に設置された既存工場が、生産施設を増設する場合、計算内容が分かるよう、この例に沿って準則計算表を添付して下さい。

中分類業種名	
細分類番号	
$\gamma =$	$\alpha =$

1 生産施設

$$\begin{aligned} \text{単一業種の場合} \quad P &\leq \gamma \left(S - \frac{P_o}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \\ \text{2以上の兼業の場合} \quad \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} &\leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i \alpha_i} \end{aligned}$$

2 緑地

$$\begin{aligned} \text{単一業種の場合} \quad G &\geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_o}{S} \right) \\ \text{2以上の兼業の場合} \quad G &\geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\Gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_o}{S} \right) \end{aligned}$$

3 環境施設

$$\begin{aligned} \text{単一業種の場合} \quad E &\geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_o}{S} \right) \\ \text{2以上の兼業の場合} \quad E &\geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_o}{S} \right) \end{aligned}$$

備考1. 業種については、日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号（4ケタ）記入すること。

2. γ ：生産施設面積率 α ：既存生産施設用敷地計算係数を、業種毎に記入すること。

3. 2以上の業種の場合、様式は特に定めていない。次頁の例にならって、各業種毎の生産施設を γ 、 α の値別に整理したものを記載すること。

4. 参考に、前回の届出に提出した際の準則計算を添付すること。

(2以上の業種の場合の生産施設面積一覧の記載例)

準則計算を行なう場合で、2以上の業種に属する特定工場は、本一覧表の例のような、 γ 、 α の値がわかる資料を添付すること

特 定 工 場 の 業 種 別 生 産 施 設 面 積 一 覧 表

届出年月日	生産施設の名称	施設番号	生産施設の面積 (㎡)	製造製品名	業種の分類 (分類番号)	γ (敷地面積に対する生産施設の割合)	α (既存生産施設用敷地計算係数)
昭和49年6月 28日 現在	蓄電池製造工場	セー1	1, 000	蓄電池	蓄電池製造業 (3091)	$\frac{30}{100}$	1. 3
	コンプレッサー室	セー2	50				
	ボイラー室	セー3	50				
			計 1, 100				
	電気ストーブ製造工場	セー4	800	電気ストーブ	民生用電気機械器具製造業 (3021)	$\frac{40}{100}$	1. 2
	電気ストーブ組立工場	セー5	700				
			計 1, 500				
平成〇〇年〇月 〇日 届出分	蓄電池第2製造工場	セー6	+ 800	蓄電池	蓄電池製造業 (3091)	$\frac{30}{100}$	1. 3
	コンプレッサー室	セー2	+ 50				
			計 + 850				

様式乙 特定工場新設（変更）届出調書

整理番号		受理年月日		調書作成者		
※		※		※		
(届出者)						
名称 所在地 担当者		TEL				
(届出工場)						
名称 設置場所 業種		(用途地域等) (細分類番号)				
主要製品	名称	生産能力		生産数量		
面積	敷地	m ²		工業団地	団地名	
	建築物	m ²	%		団地総面積	m ²
	生産施設	m ²	%		緑地	m ² %
	緑地	m ²	%		緑地以外の環境施設面積	m ² %
	緑地以外の環境施設	m ²	%		その他	m ² %
市町村準則設置状況	設定区域	※	区域	工業集落地	隣接緑地等名称	
	緑地面積率	※	%		隣接緑地等面積	m ²
	環境施設面積率	※	%		緑地面積	m ²
	備考				緑地以外の環境施設面積	m ²
					事業者の負担する総費用	設置 円 維持管理 円
					届出者の負担する費用	設置 円 維持管理 円

緑地内容	緑地の種類		面積		樹木の本数	
	樹木	m ²	(高木)		本	
			(低木)		本	
	芝生その他の地被植物		m ²			
		緑地以外の環境施設の種類				
日程	埋立開始		生産施設		緑地、環境施設	
	用地取得		建設着手		造成等着手	
	造成開始		操業開始		完 成	
輸送	輸送品	輸送手段	自動車	鉄道	船舶	その他
	燃料・原材料・外注部品					
	製品					
労働力	種類		性別	男	女	計
	職員（管理者、事務従事者）			人	人	人
	工員（生産従事者）			人	人	人
用水	使用総量		(t/日)		水源	上水道 (t/日)
	取水源に対する影響：					工業用水道 (t/日)
						河川表流水 (t/日)
						井戸水 (t/日)
買電による電力使用量		Kw/日				
自家発電による電力使用量		Kw/日				
工場周辺の状況		公害防止対策の概要		変更点		検査結果
				・氏名・住所 ・業種 ・敷地面積 ・建築面積 ・生産施設面積 ・緑地面積・配置 ・緑地以外・配置		※ ・準則適合・不適合 ・制限期間短縮日

※は記載しないこと。

様式第3

名称変更は、法人の変更の場合に届け出る。
(社長の氏名変更の届出は不要)

氏 名 (名 称、住 所) 変 更 届 出 書

平成○年○月○日

氷見市長 あて

住 所 富山県○○市○○町○○番地
氏 名 ○ ○ 株 式 会 社
(代表者) 取締役社長 ○○○○ 印
(担当者) ○○課 ○○○○
電 話 () () 番

氏名(名称、住所)に変更があったので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前	△△工業株式会社	
	変 更 後	○○○株式会社	
変更年月日	平成○年○月○日	変更の理由	社名変更のため
※整理番号		※受理年月日	
※備考			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。
商業登記簿の写など証する書類を添付してください。

この届出は、工場の全部を譲り受ける場合に使用する。一部の譲受けの場合、譲渡者は法 8 条の変更届出、譲受者は法 6 条の新設届出を行う。

特 定 工 場 承 継 届 出 書

平成〇年〇月〇日

氷見市長 あて

住 所 富山県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名 〇 〇 株 式 会 社
(代表者) 取締役社長 〇〇〇〇 印
(担当者) 〇〇課 〇〇〇〇
電 話 () () 番

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第 1 3 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

被承継者		譲り渡した会社（旧工場の設置者）を記載	
		氏名又は名称	△△工業株式会社 〇〇工場
		住 所	東京都〇〇区〇番地
特定工場の設置の場所	富山県〇市〇町〇番地	承継の年月日	平成〇年〇月〇日
		承継の原因	買収のため
※整理番号		※受理年月日	
※備考			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。
商業登記簿の写しや売買契約書の写しなど、承継を証する書類を添付してください。

特定工場を廃止する場合に届け出る。

特 定 工 場 廃 止 届 出 書

平成〇年〇月〇日

氷見市長 あて

住 所 富山県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名 〇 〇 株 式 会 社
(代表者) 取締役社長 〇〇〇〇 印
(担当者) 〇〇課 〇〇〇〇
電 話 () () 番

平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって特定工場を廃止したので、次のとおり届け出ます。

廃 止 工 場 の 名 称			
廃 止 工 場 の 住 所			
廃止工場における製品			
廃止工場の敷地面積			
廃 止 の 理 由			
廃止後の敷地利用の予定 生産施設の撤去予定			
※整理番号			※受理年月日
※備考			